

参考文献 尾崎正久著 日本自動車史(昭和17)。日本機械学会編集 日本機械工業五十年(昭和24)。(山本正男)

じどうしゃうんこうずひょう 自動車運行図表 自動車の運行状態すなわち自動車運転時刻表を図表化したものであって、自動車の便名(運行番号)、行違、駅名、駅間距離、列車や連絡船との接続関係、その他輸送計画に必要なことがらを、一目で了解し易いように作られたものである。この記載方法は、1日24時間を平面化し(ただし国鉄自動車においては、鉄道のように夜間運転を行う路線はごくわずかなので、大部分の路線が5時ごろから22時ごろまでの間をとっている)、縦に線を画し時間の経過を表わす仕組とし、停車場線は上から順次横線を記入し、その間隔はおおむね、駅間距離に比例して按分(あんぶん)してある。自動車の運行状況については、一定の符号(行路番号)をつけて、左上から右下に、あるいはその逆にひかれた斜線によって表わされている。ある停車場におけるある自動車の時刻は、横の停車場線と斜の自動車線とが交差する点を求めることによって知ることができる。自動車運行図表は、列車運行図表とちがって、大きさや内容が画一的でなく、その路線の複雑性や運行回数のひん度等を考へて、使用に不便をきたさないよう適当に作られている(図表は次ページに掲ぐ)。

なお自動車運行図表は、輸送計画の基本でもあり、また直接旅客とむすびついてその効果をあらわすものであるので、この作成にあたっては、客貨流動の区間および時間的密度等を絶えず調査研究することを必要とし、しかも実施後はその検討を怠らず公共的にも、企業的にも、よりよきものであるよう努力している。——国鉄自動車輸送。(松本敬司)

じどうしゃうんそうきょうぎかい 自動車運送協議会 国家行政組織法第8条の諮問的行政機関で、道路運送法により陸運局ごとに設置されている運輸省の付属機関である。協議会は陸運局長の諮問に応じて、自動車運送につき、一定の区域における適正な供給輸送力の策定、その他輸送の需要と供給との調整、輸送施設の改善、運賃料金の基準、従業員の服務と養成、その他輸送に関する重要な事項に関する基本的な方針を調査審議することを職務とする。協議会は関係行政庁の職員、学識経験者、自動車運送事業者および自動車運送事業を利用する者のうちから、運輸大臣が関係者の意見を徴して任命する委員9人以内をもって組織され、委員の任期は1年で再任されることができ、協議会が特定の都道府県の区域内の自動車運送に直接関係ある事項を審議する場合には、臨時委員がおかれ、委員および臨時委員は非常勤の一般職国家公務員である。(中村四郎)

じどうしゃうんそうじぎょう 自動車運送事業 道路運送事業の中核をなし、陸上運送事業中、鉄道軌道事業と比肩する重要な運送事業であり、通常、バス事業、ハイヤー・タクシー事業、トラック事業といわれるものを包括する事業である。

道路運送法においては、[自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客又は貨物を運送する事業]をいう。これは自動車行政の目的達成上から、商法の運送営業なる本質に対し、行政作用の実効を考慮して定義されたものである。

他人の需要に応ずるとは、自己以外の第三者からの運送の申込に応ずることである。自己の需要に応ずるものは自家用自動車である。他人の需要に応ずる限り、一般の需要に応ずると特定人の需要に応ずるとを問わない。ただ一般自動車運送事業であるか特定自動車運送事業であるかによって、その法律上の取扱に相当の差異がある。

* 自動車とは、道路運送車両法第2条にいう自動車を意味し、

大きさ・構造・原動機の種類および総排気量または定格出力を基準として、普通自動車、小型自動車、軽自動車および特殊自動車に分たれ、運送の目的物および効用を基準として、被牽引旅客自動車・普通旅客自動車・乗用自動車・小型乗用自動車・被牽引貨物自動車・普通貨物自動車・小型貨物自動車および特殊用自動車に分たれる。また自動車は用途別にみて、事業用自動車(自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車)と、自家用自動車(事業用以外の自動車)とに分たれる。

[自動車を使用して]とは、事業者自らが自動車を使用して貨客を運送することを業とするものであるから、自動車運送取扱事業や旅行あつ旋業と区別される。

現在の道路運送法が昭和26年に制定された際には、自動車運送事業は、有償性を必要としていたが、昭和31年の改正により有償であると無償であると問わないこととなった。これがため従来自家用自動車の範囲に含まれていた無償の事業は、再び旧道路運送法当時のように自動車運送事業としては握される。

運送の目的物は旅客または貨物である。旅客とは運送の目的たる自然人をいう。貨物とは、運送をなしうる物すなわち有形の財貨または動産を意味する。それが取引の目的物なるか危険品なるかは問わないが、保管に適する物なることを要する。[旅客または貨物]とは、人または物というのと同様である。法律により旅客貨物(航空法)、旅客荷物(地方鉄道法・軌道法)、人・物(海上運送法)、旅客物品(商法・旧道路運送法・自動車交通事業法)、と異って用いているが、その間に差異はない。ただ物品とは、鉄道では貨物および荷物を含む意味に用いるが、道路運送法上、貨物とは物品と同じである。

[運送]とは旅客または貨物を一定の場所から他の場所に移動せしめることで、運送するとは、運送を目的とする契約を締結する意味である。運送を目的とする契約の中で、運送人が営業として運送を引き受ける契約を商法上運送契約というが、自動車運送事業は、それを本来の業務とするか否と、また営利を目的とするか否とを問わないから、商法よりも範囲が広い。運送契約は諾成契約であり、原則として双務かつ有償契約、付合契約である。事業とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反覆継続的遂行をいう。

自動車運送事業は、一般公共の用に供するか、特定人の用に供するかにより、一般自動車運送事業と特定自動車運送事業とに分たれ、前者は運送契約の形式(乗合・積合・貸切)、運送の目的物(旅客・貨物)、事業活動の形式(路線・事業区域・定期・不定期)、自動車の効用(乗車定員・積載量)を基準として、一般乗合旅客、一般貸切旅客、一般乗用旅客、一般路線貨物、一般区域貨物および一般小型貨物の6種類の自動車運送事業に、後者は、運送の目的物を基準として、特定旅客および特定貨物の自動車運送事業に分たれる。また自動車運送事業は、その経営主体によって分類されるが、道路運送法は国営自動車運送事業(日本国有鉄道は国とみなされる)について特別の取扱をしている。(中村四郎)

じどうしゃうんそうじぎょうかいけいきそく 自動車運送事業会計規則

1 沿革

自動車交通事業法(昭和6・4法律第52号)第9条[自動車運輸事業ノ運輸、設備及会計ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム]により[自動車運輸事業会計規程](昭和8・8鉄道省令第9号)が制定され、はじめて旅客自動車運送事業の会計処理に関する基準が規定された。また会計規程の実質的な成果表示と